公　告

諸　事　項

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１０４号
仙台市泉区将監９丁目１番５―501号
債務者　伊集　盛敏
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第１７７号
宮城県塩竈市貞山通２丁目６番18号　市営住宅３号棟47号
債務者　遠藤　隆二
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０１１号
京都市南区吉祥院西浦町54―11　プレジデント河合206、住民票上の住所京都市山科区大宅早稲ノ内町７番地　ブルーム山科大宅305
債務者　永溝　頼子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第７０号
兵庫県姫路市打越674番地２
債務者　西川　篤子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７４号
兵庫県加古川市野口町野口166番地の１　野口マンション１―506号
債務者　森　みのり
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第９５号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1160番地
債務者　生尾　知子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１０３号
兵庫県加古川市尾上町安田352番地の１　セントラルコート２―103号
債務者　藤原　明也
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
　神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第２２１号
広島市南区旭２丁目15番７―104号
債務者　江口　惠子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３６７号
福岡県太宰府市通古賀３丁目１番14―305号
債務者　八隅　一志
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３８７号
福岡市博多区光丘町１丁目３番５号
債務者　石田　陽子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３８８号
福岡市博多区光丘町１丁目３番５号
債務者　加藤　絵美
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３９７号
福岡県大野城市月の浦５丁目９番７号
債務者　生嶋亜矢乃
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４１９号
福岡市東区御島崎１丁目15番308号
債務者　中西　菜緒（旧姓大里・石川）
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第４２号
秋田市広面字二ツ屋67番地４　コーポサムⅡ205
債務者　鈴木　苗子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
　秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４８号
山梨県甲府市荒川２丁目12番５―108号
債務者　内藤　明彦
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６３号
熊本市南区野口１丁目３番33号　グランステラ302、前住所熊本市南区南高江３丁目４番10号　ピュアハイツ201
債務者　渡邉　理恵
1　決定年月日時　平成29年４月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月７日まで
　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係